

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する
条例の制定について

平成 28 年 3 月 25 日

1 改正の概要

- (1) 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 63 号）が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたため、2（1）の内容に係る改正をしようとするものです。
- (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 22 号）が平成 28 年 2 月 18 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなったため、2（2）の内容に係る改正をしようとするものです。
- (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 23 号）が平成 28 年 2 月 19 日に公布され、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成 28 年 6 月 1 日）から施行されることとなったため、2（3）の内容に係る改正をしようとするものです。

なお、この省令改正のうち、引用条項の条項（号）ずれについては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による市長の専決処分により（議会の議決を経ずに市長が）条例の一部改正を行います。

2 改正の内容（案）

- (1) 当分の間、乳児 4 人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、当該保育所に勤務する准看護師についても、1 人に限って、保育士とみなすことができることとするものです。
- (2) 当分の間、保育所における保育士配置について、次の運用を可能とするものです。

ただし、イ及びウの運用を行う場合であっても、保育士を各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置くこととします。

ア 朝夕等の乳幼児が少数となる時間帯における職員配置

保育所においては、配置基準により算出される保育士の数が1人となる場合であっても、保育士を2人以上配置することが定められていますが、朝夕等の乳幼児が少数となる時間帯に、当該配置基準により算出される保育士の数が1人となる場合に限り、2人配置する保育士のうち1人を、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることを可能とするものです。

イ 幼稚園教諭等の普通免許状の保持者の活用

配置基準により保育士の数を算定する際、小学校教諭若しくは養護教諭又は幼稚園教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことを可能とするものです。

ウ 利用定員の総数により算出される保育士の数を超える追加的な保育士確保の場合の職員配置

1日につき8時間を超えて開所する保育所において、利用定員の総数に係る配置基準により算出される保育士の数を超えて、追加的に保育士を確保しなければならない場合には、追加的に確保しなければならない保育士の人数の範囲内で、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことを可能とするものです。

- (3) 保育所における乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を4階以上の階に設ける場合の避難用の屋内階段の構造について、建築基準法施行令第123条第1項第2号が新設された（第1号が第1号と第2号に分かれた）ため、次のとおり規定を整理するものです。

改正前	改正後
建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限	建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限

り，屋内と階段室とは，バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし（以下 略）	り，屋内と階段室とは，バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き，同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし（以下 略）
--	---

3 施行期日（予定）

- (1) 2（1）及び（2） 平成28年10月1日
- (2) 2（3） 公布の日